

**令和 9 年度新潟県立柏崎翔洋中等教育学校第 4 学年海外研修旅行事業委託プロポーザル
募集要領**

1 事業概要

(1) 業務名

令和 9 年度新潟県立柏崎翔洋中等教育学校第 4 学年海外研修旅行事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、外国での実生活や現地での交流を通して、これまでの学習で培った英語を活かしたコミュニケーションを実践するとともに、ホームステイや現地校との交流を通して異文化交流を深め、自分と自分の国を見つめ直すことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 参加人数

生徒 4 年生 36 名

引率 3 名

(5) 業務内容

別紙「令和 9 年度新潟県立柏崎翔洋中等教育学校第 4 学年海外研修旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

生徒一人当たり 550,000 円（税込み）

- ・ 事前、事後学習費用を含む
- ・ 燃油特別付加運賃（見積書作成時点）を含む（※企画提案書（見積書）に金額を明記のこと）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (3) 過去 5 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、説明会は実施しない。

プロポーザル参加者から本校への質問の受付及び回答を、期間を分けて 2 回実施する。

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

- ア 提出書類 別紙様式1「参加申込書」1部
- イ 申込み期限：令和8年10月15日（木） 午後4時（必着）
- ウ 申込み先：問合せ先に同じ
- エ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、10月19日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問受付

- ア 期限：1回目 令和8年10月9日（金）午後4時
2回目 令和8年10月23日（金）午後4時
- イ 受付場所：問合せ先に同じ
- ウ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）
その他の問い合わせには一切応じない

(2) 回答

- ア 期日：1回目 令和8年10月13日（火）
2回目 令和7年10月27日（火）
- イ 回答先：上記4により申込みのあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 8部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載すること）

(ア) 基本的な考え方

- a 海外研修旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

- a 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制
- b 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- a 交通手段
- b 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後学習、現地研修

- a 研修の内容やねらい、効果
- b 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- a 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- b 保険の内容

イ 見積書 8部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること（様式任意）

(2) 提出期限

- ア 期限：令和 8 年 11 月 6 日（金） 午後 4 時（必着）
- イ 提出先：問合せ先に同じ
- ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

- ア 提案書は 20 ページ以内とすること
- イ 参加者は 1 つの提案しかできないこと
- ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者に対して、提案内容のヒアリングを実施する。

なお、詳細については別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか。 ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	10
行程	①スムーズで無理のない行程か。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設の安全性は確保されているか。	15
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	15
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。 ④創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	20
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。	10
実施体制	①企画、準備、添乗及び必要な事務作業を円滑に行う体制が確立されているか。	5
費用	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5
計		80

※ 配点は審査委員 1 名当たり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。(別紙様式2)

期日：令和8年11月17日(火)

10 日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・参加申込 | 令和8年10月15日(木)まで |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 令和8年10月19日(月) |
| ・企画提案書の提出 | 令和8年11月6日(金)まで |
| ・ヒアリング実施 | 令和8年11月12日(木)予定 |
| ・審査結果通知 | 令和8年11月17日(火) |

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う(契約書の作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当者(問合せ先)

〒945-0072 柏崎市北園町18-88

新潟県立柏崎翔洋中等教育学校 小山よしみ

電話番号： 0257-22-5320(代表)

FAX番号： 0257-23-7730

Email: koyama.yoshimi@nein.ed.jp

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者